

令和3年4月から

精神障害のある方の通院医療費の負担軽減 が始まります

新たに**精神障害者保健福祉手帳1級所持者**
(自立支援医療受給者証[精神通院]所持者に限る)
の方が**対象**となります。



重度の精神障害のある方を対象に、通院医療費の自己負担額の一部を助成し、負担の軽減を図り、安定した地域生活・定期的な受診による重症化防止を目的とする制度です。

当制度は、令和3年4月1日以降（広島市は令和4年2月1日以降）の医療費から対象です。

対象者	対象医療	一部負担金の助成
精神障害者保健福祉手帳1級所持者 (自立支援医療受給者証[精神通院]所持者に限る) ※所得制限があります 【対象となる方の属する世帯等の合計所得金額に より判定します。】	医療保険が適用される医療等 (通院に限る) ※訪問看護、柔道整復師、あん摩 マッサージ指圧師、はり師、きゅう 師による施術も含まれます。	保険医療機関ごとに 1日につき200円 (ただし、1か月に4回までの 支払額を限度とする。) 院外処方、負担なし。

※一部負担金は、市町により異なりますので、お問い合わせの際に御確認ください。

■事前に市町担当窓口で申請し、受給の決定（受給者証の交付）を受ける必要があります。

※申請に必要なもの

- ◎加入している健康保険証
- ◎精神障害者保健福祉手帳（1級）、自立支援医療受給者証（精神通院）
- ◎印鑑、所得を証明する書類（転入された場合など）等



◆医療機関の皆さまへ

■当制度の受給者証は、全市町、白色に統一しています。

■一部負担金は、通院医療のみ対象です。

(市町により受給者証の表題・レイアウトが若干異なります。)

【受給者証の確認を必ずお願いします。】

※受給者証の交付開始時期は、市町により異なりますので、
詳細は、市町の担当窓口へお問い合わせください。

注：当制度の受給者については、広島市及び海田町の独自医療費助成制度
(法別番号93)は、使用できなくなります。



広島県 障害者支援課 自立就労グループ 電話 082-513-3155

お住いの市町の担当窓口 裏面をご覧ください。

県または
市町へ
お問い合わせ
ください



市町問い合わせ一覧

市町	担当部署	電話番号	受給者証申請交付受付予定
広島市	中区 福祉課障害福祉係	082-504-2588	令和4年2月
	東区 //	082-568-7734	
	南区 //	082-250-4132	
	西区 //	082-294-6346	
	安佐南区 //	082-831-4946	
	安佐北区 //	082-819-0608	
	安芸区 //	082-821-2816	
	佐伯区 //	082-943-9769	
呉市	障害福祉課	0823-25-3135	令和3年4月
竹原市	健康福祉課	0846-22-7157	令和3年8月
三原市	社会福祉課	0848-67-6060	令和3年7月
尾道市	社会福祉課	0848-38-9125	令和3年4月
福山市	障がい福祉課	084-928-1063	令和3年4月
府中市	健康推進課	0847-47-1310	令和3年4月
三次市	市民課	0824-62-6134	令和3年4月
庄原市	保健医療課	0824-73-1155	令和3年4月
大竹市	保健医療課	0827-59-2141	令和3年4月
東広島市	障害福祉課	082-420-0180	令和3年8月
廿日市市	保険課	0829-30-9160	令和3年4月
安芸高田市	保険医療課	0826-42-5619	令和3年4月
江田島市	社会福祉課	0823-43-1638	令和3年4月
府中町	福祉課	082-286-3161	令和3年4月
海田町	社会福祉課	082-823-9207	令和3年8月
熊野町	社会福祉課	082-820-5635	令和3年4月
坂町	民生課	082-820-1505	令和3年4月
安芸太田町	住民生活課	0826-28-2116	令和3年4月
北広島町	町民課	050-5812-1854	令和3年4月
大崎上島町	保健衛生課	0846-62-0330	令和3年4月
世羅町	健康保険課	0847-25-0134	令和3年8月
神石高原町	保健福祉課	0847-89-3335	令和3年4月

県の問い合わせ先

広島県障害者支援課	自立就労グループ	082-513-3155
-----------	----------	--------------